

議案第11号 埼玉西部消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例)</u></p> <p>2 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項において同じ。）の患者又はその疑いのある者の救護又は移送、新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件の消毒又は洗浄その他これらに準ずる作業に従事した職員に対し、防疫等作業手当として当該作業に従事した日1日につき1,000円（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の救護、移送その他これらに準ずる作業に長時間にわたり従事した場合にあっては、1,500円）を支給する。この場合において、第4条の規定は適用しない。</u></p>